

川口市議会12月定例会が始まります 主権者としてぜひ傍聴しましょう

川口市議会12月定例会に日程は次の予定で、それぞれ10時開会予定です。

日本国憲法のもと地方政治は国の政治と違って二元代表制となっています。それぞれ選挙により首長と議会が住民の代表として政治を進めます。その一翼を担う議会について、主権者としてぜひ傍聴しましょう。



12月市議会日程

11月30日(木)	開会
12月11日(月)	一般質問
12月12日(火)	一般質問
12月13日(水)	一般質問
12月14日(木)	一般質問
12月15日(金)	一般質問
12月19日(火)	常任委員会(福祉保健・環境経済文教)
12月20日(水)	常任委員会(建設消防・総務)
12月25日(月)	閉会



金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2023年11月26日 No.1723
 日本共産党川口市議会議員団
 川口市前川2-28-10
 TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

都市計画審議会 生産緑地地区の変更や 新井宿駅前広場について審議

11月14日に第155回川口市都市計画審議会が開催され、生産緑地地区の変更、特定生産緑地地区の指定、産業廃棄物処理施設の敷地の位置、新井宿駅前広場について諮問され審議されました。

①生産緑地地区は、当初指定から30年経過した生産緑地について土地所有者は、市町村長に対して買取り申出がいつでも可能な状態となります。

令和5年度	変更箇所数80地区	変更後(予定)421地区	110.04ha
新規指定	1件	2地区	計 +0.21ha
買取り申出	74件	77地区	計 -9.13ha
公共用地	2件	2地区	計 -0.01ha

10年前と比較し約3割減った生産緑地は農地・緑地保全の目的があり、できるだけ緑地を守る取り組みを求める声も出されています。

②特定生産緑地の指定(30年経過した生産緑地について引き続き、営農を希望する土地所有者は10年ごとに指定を更新できる)は1地区約0.20haです。令和5年度の特産生産緑地指定面積(予定)は97.27haで前年度比-0.39haとなります。

③産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、南平地区の工業地域内に有機汚泥・無機汚泥をろ過して脱水汚泥と、ろ過した後の液体に分離する施設が審議されました。周辺住民には説明会も実施し、町会との環境保全協定書も締結されているということです。周辺の交通状況や安全対策などについて審議がされています。

④新井宿駅前広場については川口都市計画道路の変更が諮問され従来の都市計画決定区域約5000㎡を約3100㎡に変更する内容です。これまで関係地権者や住民への説明を行地域の要望も聞いてきたとのことで、バスやタクシーの駐車場は現在の暫定ひろばの設置数に合わせる予定です。

※都市計画審議会資料より



母親大会 対市交渉

11月8日に市役所本庁舎の会議室で母親大会の対市交渉がありました。

8項目

- ①憲法と平和
- ②障害児・者
- ③乳幼児の保育
- ④小・中・高校生の教育
- ⑤環境 ⑥防災
- ⑦生活保障・医療・介護・福祉
- ⑧まちづくり



に関する要望を川口で活動している市民団体の方々が市の職員に話していき、市の職員がその場で回答をしていま

した。限られた時間の中で項目ごとに時間が分けられ皆さん急いで話をして次の人にマイクを回します。話しが終わった団体は部屋を出て次の話をする団体が入って来る仕組みになっており緊張感が続きました。

当事者の切なる訴えを聞くと川口市は「みんなが安心して暮らせる街」というにはまだまだであると気付かされます。気付きを活かして要望実現のために尽力していきます。

1月の無料法律相談

◎日時／1月9日(火) 18時～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

事前に電話予約の上、お越しく下さい。なお、申し込みの際は氏名、電話番号をお伝えください。当日は筆記用具などご持参ください。

主催：日本共産党川口市議会議員団

「マイナ保険証の危険性と 社会保障の拡充について」 学習会が開かれました

11月16日、川口市民のための明るい川口市政をつくる連絡協議会は埼玉県社会保障協議会の段事務局長を講師に学習講演を行いました。

国民皆保険制度について、健康保険制度は本人10割給付、家族給付なしで戦前の1927年(昭和2年)に発足し、すべての国民が医療保険及び年金による保障を受けられるよという「国民皆保険・皆年金」が1961年から開始された。「いつでも、どこでも、だれでも」医療機関を受診できる制度として日本に誕生した。政府は、常に財源論で制度の改悪を企んできたがその都度、国民的運動で跳ね返してきた。国民健康保険証の発行について、保険者(国・県・市町村)の義務として、被保険者証を被保険者に交付しなければならないことから、保険証はすべての国民に届けられているが、2023年の国会で国は保険証の発行の義務化を取っ払い、任意であるはずの「マイナ保険証」で対応できることに変更した。2024年の秋に従来の健康保険証が廃止されたのちは、医療機関の窓口も患者も大変になることが具体的に説明されました。

「マイナ保険証」の本当の狙いは、個人のデータを企業に売り渡し国民に医療抑制をかけて、医療費の抑制で社会保障費を削減して、軍事費に使う財源を創出しようというものではなかろうか、引き続き、「健康保険証の存続を求めます」の宣伝、署名行動を広げることの必要性が強調されました。

